日本国以外の国籍を有する方へ
（外国籍留学生 出願注意事項）

本学を受験される方の内、日本国以外の国籍を有する方は必ず下記注意事項をご確認ください。

1. 出願資格について

本学を受験するためには、次の出願資格をすべて満たしている必要があります。

① 国籍

・日本国以外の国籍を有する者であること。

② 日本語能力

「日本語教育の参照枠」の「B2 レベル」以上の能力（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）における**「N2 レベル」以上**の能力）を有する者。

※ 日本語能力の判定に当たっては、出願時に日本語能力試験（JLPT）の「N2 レベル」以上の合否結果通知書の写しの提出が必要です。

③ その他の出願資格

年齢、学歴、在留資格など、本学が定めるその他の出願要件を満たしていること。

2. 出願時に必要な書類について

各入試に必要な出願書類と併せて、以下の書類をご提出ください。本学では日本語で授業を実施するため、高い日本語能力および十分な資金計画が求められます。

提出書類	詳細・注意事項
① 日本語能力試験（JLPT）合否結果通知書の写し（N2 レベル以上）	「日本語教育の参照枠」B2 レベル以上（JLPT N2 レベル以上）が必要となります。 ※ 受験時期によっては合否結果通知書の到着が出願期間に間に合わない場合があるため、到着時期に十分注意してください。
② 経費支弁書（本学所定書式）	入学後、日本で安定した留学生活を送るための資金計画書です。留学期間中の生活困難等を防止するため、所定用紙を印刷し、必要事項を日本語で記入のうえ提出してください。

③ 出席率に関する証明書 （出席状況証明書）	日本国内の日本語教育機関等（日本語学校等）に在籍している（または前籍校であった）方で、すでに「留学」の在留資格を有している方は、在籍期間中の出席率証明書を提出してください。

3. 合格後の在留手続きについて

- 本学に在籍するためには、「留学」の在留資格が必須となります。
- 出願時点で「留学」の在留資格を有していない方は、選抜に合格し所定の入学手続（学生納付金の振込含む）を完了後、2027（令和 9）年 3 月 31 日までに出入国管理及び難民認定法による「留学」の在留資格を取得してください。（詳細は出入国在留管理庁 HP をご確認ください。）
- 「留学」の在留資格取得の申請が不許可となった場合は、本学への入学は認められません。
- 在留資格の審査は法務省（出入国在留管理局）が行うため、本学はその判断に対して責任を負うことはできません。手続きには時間を要するため、十分な余裕を持って手配を進めてください。
- 「短期滞在」の在留資格から「留学」への変更は原則としてできませんのでご注意ください。
- 在留資格に伴う申請手続き等は、原則として受験者各自で行ってください。
- 在留資格「留学」以外の資格では、留学生としての扱いにはなりません。

4. その他

【連絡先情報の確保】
インターネット出願サイトへの登録時には、日本国内において確実に連絡が取れる住所および電話番号を確保のうえ、登録を行ってください。